



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 分掌変更による役員退職給与の分割支給

～ 翌事業年度での損金算入の可否・納税者勝訴 ～

今回は、分掌変更による役員退職給与について、会社の資金繰りの関係で3年以内に分割支給することを決議した場合に、分割支給した事業年度で損金処理できるか否かを争い、納税者が勝訴した注目の判決をご紹介します（平成27年2月26日東京地裁・全部取消し・確定・Z888-1918）。

∞

∞

∞

∞

### <事案の概要>

原告A社は、創業者である役員乙が代表取締役を辞任して非常勤取締役となったこと（分掌変更）に伴い、乙に対する退職慰労金として2億5000万円を支給することを決定し、平成19年8月期にその一部として7500万円を支払い、さらに平成20年8月期に1億2500万円（第二金員）を支払い、各期の損金の額に算入し、源泉所得税額を納付しました。本件は、A社が、处分行政庁から、第二金員は退職給与に該当せず損金の額に算入することはできないとして更正処分を受け、また、第二金員が賞与であることを前提とする源泉所得税について納税告知処分を受けたことから、その取消しを求めた事案です。

### <東京地裁の判断>

東京地裁民事第二部の増田稔裁判長は、第二金員は、退職慰労金の一部として支払われたものであり、法人税法上の退職給与に該当し、かつ、第二金員を現実に支払った平成20年8月期の損金の額に算入することができるとして、処分の全部を取り消しました。

法人税基本通達9-2-28（本件通達）は、そのただし書において、退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める旨を定めている。被告は、本件通達について、役員が法人を完全に退職した場合につき、例外的に支給年度損金経理を認めたものであり、役員がA社を退職していない本件事案においては適用することはできない旨主張する。

しかしながら、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的には退職したと同様の事情にあると認められる場合に退職給与として支給される給与も、法人税法34条1項にいう「退職給与」に含まれるものと解すべきである。そうである以上、本件通達における「退職した役員」、「退職給与」といった文言についても、実質的には退職したと同様の事情にあると認められる場合をも含むものと解すべきであることは明らかであるから、被告の主張を採用することはできない。

役員退職給与に係る債務が確定していない場合には、これを損金に算入することはできないが、その費用をどの事業年度に計上すべきかについては、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（公正処理基準）に従うべきこととなる。そして、公正処理基準は、明文化された特定の会計基準自体を指すものではなく、確立した会計慣行をも広く含むものと解すべきである。

被告は、A社の会計処理は公正処理基準に従っていない旨主張する。しかし、本件通達ただし書に依拠した支給年度損金経理は、役員退職給与を分割支給する場合における会計処理の一つの方法として確立した会計慣行であるということができる。さらに金融商品取引法が適用されない中小企業においては、企業会計原則を初めとする会計基準よりも、法人税法上の計算処理（税務会計）に依拠して企業会計を行っている場合が多いという実態があるものと認められるところ、少なくともそのような中小企業との関係においては、本件通達ただし書に依拠した支給年度損金経理は、一般に公正妥当な会計慣行の一つであるというべきである。

..... (税法データベース編集室 市野瀬 善子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判46頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第262号(平成27年5月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタニビル/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628